本論文は

# 世界経済評論 2018 年 9/10 月号

(2018 年 9 月発行) 掲載の記事です





### [研究者欄]

# 大統領(行政府) の役割の視点からの 米国通商政策史

## 歴代政権とトランプ政権の相違

## 長崎大学経済学部准教授 小山 久美子

こやま くみこ 津田塾大学卒。明治大学経営学研究科博士後期課程単位取得。 ノースカロライナ大学チャベルヒル校経済学部客員研究員。経済学博士。著作: "The Passage of the Smoot-Hawley Tariff Act" (Journal of Policy History, 2009), 「標準化と国際貿易」(御茶の水書房, 2016) ほか。

米国通商政策における「大統領(行政府)の役割」は建国当時より政策策定権を持っていた議会との確執を経て1934年に確立され、現在に至っている。1934年に大統領(行政府)は、①個々の利害に対応して輸入救済(産業保護)を行いつつ、②諸外国と交渉して低関税化(貿易自由化)を進める、の二つ役割を担うことになり、後者の貿易自由化を軸として、前者の産業保護を補完的に行ってきた。

産業保護の行政措置には、1934年以前に制定され、以降も引き継がれた相殺関税、反ダンピング関税、ならびに1934年以降に制定されたエスケイプ・クローズ、国防条項、301条がある。これらの行政措置を補完的に使いながら、貿易自由化を進めていくという基本姿勢が1934年以降、オバマ政権まで継続されてきた。

現時点(2018年4月)までのトランプ政権は、産業保護の行政措置を次々と強硬に発動するのみで、新たな貿易自由化策を提示していない。過去の貿易協定の見直しも米国産業保護重視に向かっており、歴代政権が重んじてきた国際貿易体制に対して消極的、否定的な姿勢をとっている。トランプ政権の方向性は、貿易自由化を軸として産業保護は補完的に行うという1934年以来維持されてきた歴史的潮流を大きく転換する兆しを示している。

#### はじめに

トランプ大統領(2017年1月~)は就任演説で、「今後新しいビジョンが米国を統治する」と述べた<sup>1)</sup>。

米国の通商政策における「大統領(行政府)

の役割」は、政策策定権を持っていた議会との 確執を経て1934年に確立され、現在に至って いる。1934年以降、大統領(行政府)は、① 個々の利害に対応して輸入救済(産業保護)を 行いつつ、②諸外国と交渉して貿易自由化を進 める、という二つの役割を担うこととなった。

本稿は, 大統領 (行政府) の役割の形成過程

<sup>\*</sup>本欄は、本誌「論文公募」に応募があった論文を委員による査読を経て掲載するものです。

を分析した上で、役割がどのように遂行されて きたのかを歴史的に考察し、就任後1年余経過 した現時点でのトランプ政権と歴代政権ではど こに大きな相違があるのかを. 大統領(行政 府)の役割の視点から検討する。

## I 大統領(行政府)の役割の形成: 1934年まで

#### 1. 議会による関税策定の時代

米国は英国で産業革命が起こっていた18世 紀後半.独立革命を経て建国した(1776年に 独立宣言)。合衆国憲法は関税徴収権限を議会 に帰属すると定めており、そのため議会がおよ そ7年毎に関税法を作成し、議論を行い、議決 してきた(大統領には拒否権発動の権限のみ付 与)。

米英戦争(1812~15年)の間に米国では製 造業が大きく発展した。その後、国内産業を関 税により保護しようとする動きが強まったこと から、1828 年関税法が南北戦争(1861~65 年) 以前の関税水準としては最高となった。関税に 産業保護的要素が盛り込まれると当然、関税に 国内各地域の産業利害が反映されるようになっ た。とはいえ、南北戦争以前は連邦政府の財政 が関税収入に頼らなければならない程悪化する 事態が起きなかったため、米国の関税は比較的 低率であった。

しかしながら南北戦争が起こり、戦争による 財政難を補うための方策として関税が引き上げ られた後は、下がることなく高関税が定着し た。関税が引き下げられるべきという意見も国 内に存在したが、いったん引き上げられた関税 の継続を望む利害関係者の圧力が強かった。 1880年代には米国は英国を追い抜き世界第一 位の工業国になった。だが19世紀末の米国の 関税は、米国の経済実態を反映せず多品目にわ たり高率であり、世界最高レベルの高関税で あった。これは議員間で選出地域の産業利害を 守るべく、法案に互いに利益となる事柄を取り 入れ合う、議会の「ロッグローリング」(丸太 転がしといわれる、議員の持たれあいによる利 益協力体制)の影響を大きく受けたからであっ た。

1930年のスムート・ホーリー法は、大恐慌 のさなかに成立した高関税法として悪名高い が. 同法は従前の関税法と同じくロッグローリ ングの流れを踏襲して成立した。大恐慌が起き る前から同法案は審議されており、大恐慌が起 きたから同法が高関税になったのではなかっ t=2)

#### 2. 大統領による関税交渉の時代へ: 1934年

スムート・ホーリー法の影響だけとはいえな いが、その後諸外国が関税引き上げを次々と行 い、米国の輸出は激減した。輸出激減に直面し た米国は、低関税化を行うことで相手国の譲許 を引き出して輸出拡大を行っていく意図を持っ た互恵通商協定法を1934年に成立させた。同 法はスムート・ホーリー法の条文を修正したわ ずか3頁にすぎなかったが、議会が大統領に関 税交渉の権限を付与する(約3年毎の更新制) という. 通商 (関税) 政策の策定方法の重要な 変更を行った<sup>3)</sup>。

互恵通商協定法成立の契機は、ローズヴェル ト大統領(1933~45 年)が 1933 年に国務長官 に関税引下げ支持者のコーデル・ハルを指名 し、国務省を中心とした関係省庁から成る「通 商政策行政委員会」を立ち上げたことにあっ た。同委員会では、議会が関税を策定する従前 の方法では関税引上げの結果に終わるとして. 関税率変更の権限を議会から大統領へ委譲させ ることで合意がなされた。また、同委員会は米 国一国で関税を引き下げても他国の市場拡大に は繋がらないと判断し、二国間交渉による互恵 的取引を支持した(ハル国務長官は多国間交渉 を支持していたが、当時の状況より多国間交渉 は現実的でないと認識して二国間交渉支持へと 考えを転換した)。

1934 年初に同委員会起草の法案が議会へ送 付された際には、大統領権限に期限制約が設け られていなかった。議会では「議会の関税設定 権を大統領に委譲するのは違憲である」との批 判が上がったが、1922年関税法とスムート・ ホーリー法の両法で伸縮関税条項(議会設定の 関税率を後から随時、産業保護と輸出拡大を両 立させるような率にするべく関税委員会の調査 を基に修正できる権限を大統領に付与)が包含 されており、権限委譲の前例が存在したことが 委譲への反対者に対する説得材料として機能し た。

また、「緊急法案とされているのに大統領権 限に期限制約がない」という議会の批判につい ては、権限は更新制とする旨の修正案が下院で 採択された。さらに上院では、「議会による関 税保護に頼ってきた産業利害の行く先が、大統 領やその関係者に左右されることになる」との 批判に対応して、利害関係者が見解を提示する 機会が持てるよう修正案が盛り込まれ、大統領 (行政府) には低関税化を進めるにあたり個々 の利害に対応する役割も課された。

すなわち大統領(行政府)は、①個々の利害 に対応して輸入救済(産業保護)を行いつつ。 ②諸外国と交渉して低関税化(貿易自由化)を 進める、の二つの主要な責任を担うことになっ

た4)。貿易自由化政策が大統領権限の中心に据 えられ、その政策が円滑に進められるよう、補 完的に行政府が産業保護の行政措置を行うとい うのが米国の涌商政策の基本的な進め方となっ た。

#### Π 1934年以降の大統領(行政府)の 役割の遂行

#### 1. 1934 年後から GATT 成立前まで

#### (1) 行政措置(産業保護)

産業保護を目的とする行政措置には1934年 以前に法制化され、1934年以降も受け継がれ たものとして相殺関税と反ダンピング関税があ る。両方とも手続きは、国内利害の訴求を受 け、財務省(1979年以降は商務省)と関税委 員会(立法府. 行政府から独立した政府の調査 機関。現国際貿易委員会)が調査を行い、米国 産業が被害を被っているか否かを基準に適用が 決められる。加えて、1934年以降に成立した エスケイプ・クローズがある。以下で、これら の行政措置の背景等を成立順に考察する。

#### 相殺関税

相殺関税が成立したのは、一部のヨーロッパ 諸国. 特にドイツで政府が砂糖の輸出者に補助 金を付与し始め、米国市場で砂糖を米国生産者 より安く売ることが可能になっていたからで あった。米国議会は国内の砂糖精製業界の求め に対応して、産業保護のため、1890年関税法 で全ての輸入砂糖に対して1ポンドにつき1セ ントの相殺関税を賦課することとした。この額 はおよそドイツの補助金に匹敵した。

1897年関税法は、全ての品目に関して外国 政府が付与する補助金に相当分の相殺関税を課 す旨の条項を包含した。ドイツ側が米国の砂糖 への相殺関税はドイツを標的にしていると不満 を述べたことに米国議会が対応して修正を加え たためである。米国内には、ドイツの国内政策 から生じる事柄に米国が関税を課すことは適切 か否かをめぐる議論は多々あり、米国の消費者 が低価格品から恩恵を受けない理由はない等の 議論もあった。だが結局は、低価格品から米国 の生産者が守られるべきということで決着し た<sup>5)</sup>。相殺関税はスムート・ホーリー法では 303条として包含された。

#### 反ダンピング関税

反ダンピング関税は1921年に法制化された。 成立の背景は以下の通りである。米国では19 世紀後半に独占企業が増加したことにより、競 争制限的な取引を禁止した反トラスト法(違反 者に対しては刑事罰や賠償金を科す司法措置) が1890年に成立していた。第一次大戦中 (1914~18年) に米国は、外国からのダンピン グ競争が戦後に激化することを危惧して、1916 年に略奪的ダンピングを直接の規制対象とした 反ダンピング規定(1916年歳入法801条)を成 立させた。同規定は違反者には、反トラスト法 の場合と同じく司法型を適用することとした。

第一次大戦直後に、米国産業界から「ドイツ が戦争により失った市場をダンピングにより勝 ち取ろうとしている」等の声がさらに強まり、 これを受けて関税委員会がダンピングの調査を 行った。関税委員会は1916年の反ダンピング規 定(司法措置)では、略奪的意図の立証が実際 には困難であること等から外国の違反者訴追は 難しいと結論付けた上で、ダンピングを阻止す るには、行政府が諸外国に反ダンピング関税を 課す施策のほうが優れており、行政府による救

済立法を採用するべきであるとの勧告を行った。 この勧告に基づいた反ダンピング法案が. 1921 年緊急関税法の一部として成立した。市 場価格を下回る価格で輸出された商品で、米国 で製造されている商品と同一か、米国と競争関 係にある商品に対して差額に相当する反ダンピ ング関税を課す旨の法案が下院で可決され、上 院では、同措置が適用されるには、財務省の調 査によって米国産業が被害を被っているかある いはその恐れがあることが認められる必要があ るという要件が法案に付加され、可決された。 反ダンピング関税は、スムート・ホーリー法で 337条として包含された。 反ダンピング関税の 適用件数は 1921 年だけで 21 件, 1933 年まで で計 80 件であった $^{6)}$ 。

#### エスケイプ・クローズ

1934 年に付与された大統領権限は更新制で あることから、議会は貿易自由化という新シス テムに伴う利益,不利益を計り、場合によって は新たに法的手段をとった。その一つがエスケ イプ・クローズ(輸入急増により被害を被った 産業、あるいは被る恐れのある産業に対して譲 許の取下げや修正、緊急輸入制限、輸入禁止を 行う)であった。1934 年以前は,国内産業は 利害関係者として議会に保護を求めるロビイン グ活動を行い、議会策定の関税法によって産業 に保護が行われていた。1934年以降は、貿易 交渉の際に相手国の譲許を引き出すべく米国の 一部の産業が譲許対象となる方式となり、それ に伴い、譲許対象産業に保護を行う行政措置が 求められるようになった。

早くも 1935 年初にベルギーとの貿易交渉中 に、譲許対象となった米国産業が第三国、特に 日本からの低コストの輸出品が米国市場に氾濫 することを警戒して保護を求めた。そのため、 ローズヴェルト大統領が国務省に対して救済条 項を準備するよう指示し、米国とベルギーの貿 易協定に譲許取下げのエスケイプ・クローズが 包含された。また、ベルギーに加えて幾つかの 二国間貿易協定にもエスケイプ・クローズが盛 り込まれた。多くの米国の国内産業が重大な被 害を受けることを恐れ、措置を訴求したためで ある(なお、エスケイプ・クローズは1947年 に行政命令として制定され、1951年には議会 により法制化されるに至った)。手続きは、国 内利害の訴求を受け、関税委員会が調査、措置 勧告を行い、それを基に大統領が措置をとるか 否かを決定することとなった<sup>7)</sup>。

#### (2) 貿易自由化

1934年以降. 輸入救済 (産業保護) の行政 措置が用いられつつ、貿易自由化が進められ た。1934年互恵通商協定法成立後、議会から 大統領への権限委譲は1937年、1940年、1943 年に順次更新されていった。大統領は二国間交 渉を進め、1934~45年で27ヵ国と32の貿易協 定を締結した。低関税化は米国にとり実験的試 みではあったが、成功を収め、輸出拡大に功を 奏した。この成功が第二次大戦後の1947年に、 今度は多国間交渉で貿易自由化を推進する国際 貿易体制 GATT の設立、および GATT 各ラ ウンドにおいて米国がリーダーシップをとって いく動きに繋がった<sup>8)</sup>。

#### 2. GATT 成立後からオバマ政権まで

#### (1) 行政措置(産業保護)

GATT 成立後も貿易自由化は、産業保護の ための行政措置が用いられつつ、促進された。 以下では行政措置について、反ダンピング/相 殺関税, エスケイプ・クローズ, 国防条項 (1955年成立), 301条 (1974年成立)の順に、 オバマ政権までの運用状況等の動向を考察して V) C

#### 反ダンピング/相殺関税

1960年代初までの反ダンピング関税の適用 は年平均1件であったが、貿易黒字が縮小して きたジョンソン政権時(1963~69年)より ペースが増し、2年間で約5件のペースで適用 されるようになった。また、議会は1979年に 調査の担当省を、国務省寄りの財務省から産業 界寄りの商務省に移行させ、措置適用の緩和を 図った。1980年代、反ダンピング関税と相殺 関税の適用は特に米国鉄鋼業界から訴求され た。米国の調査過程で訴えられた国は面倒事を 回避すべく. かなりの件数を輸出自主規制の形 で解決を行った。

WTO 設立後 11 年半 (1995 年 1 月~2016 年 6月)の間、米国の反ダンピング関税と相殺関 税の両者の合計適用件数は466件に上った。こ の件数は全世界の国や地域の中でインド(600 件) に次いで二番目に多く、米国がいかに反ダ ンピング関税と相殺関税を多用する国であるか を示している。反ダンピング関税と相殺関税の 合計適用件数は、クリントン政権期は年平均で 26 件. ブッシュ政権期 (子) 21 件であり. オ バマ政権の場合、2009~15年で全127件で あった<sup>9)</sup>。オバマ政権時に実施された一例を挙 げると、2014年12月に中国製ソーラーパネル に 27%~78%の反ダンピング関税. 中国製 ソーラーモジュールに 28%~49%の相殺関税 の適用が決定された。

エスケイプ・クローズ (セーフガード, 201条)

GATT の時代にセーフガード措置をとった のは米国、EU、オーストラリア等の先進国が 大半であった。米国では同措置は1974年通商 法 201 条として発動要件の緩和がなされた。 WTO 設立後の 1995 年から 2015 年までのセー フガードに関して米国の調査件数は10.うち 発動確定件数6であった。この間EUは調査 5. 確定 3. 日本は調査 1. 確定 0. カナダは調 査 3, 確定 0, オーストラリアは調査 4. 確定 0 であり、先進国としては米国は調査、確定件数 とも最も多い。オバマ政権下で実施された一例 を挙げると、2009年9月、国際貿易委員会の 勧告を基に中国製タイヤに対してオバマ大統領 が1年目35%,2年目30%,3年目25%の追 加関税を課すセーフガードを決定した<sup>10)</sup>。

#### 国防条項(232条)

232条 (1962年成立) は、国防上重要な産業 を輸入競争から守るために大統領に輸入制限措 置を行うことを認めたものである。232条の起 源は、1954年に議会が大統領権限更新を行っ た「1954年通商協定延長法」で「関税引下げ が国防上必要な国内産業への脅威となり得ると 大統領がみなした場合、当該産業の関税引下げ は行われない」旨が同法2条の国防条項として 包含されたことにあった。1955 年通商協定延 長法で同条項は引き継がれた11)。当時、商務 長官は「輸出が米国経済に寄与する観点からみ て、米国は輸出減少に陥ることがあってはなら ない |. 「輸出減少の事態に陥りたくないなら ば、輸入を増加させねばならない」、国防長官 は「米国が国防上の緊急必要性を満たしつつ. 経済拡大(輸出拡大)を行う経済政策を支持す る」との見解を示しており、国防条項は米国の

輸出拡大が目指され、貿易自由化が進められる 状況下で成立したものである。条項目的は国防 (安全保障) と貿易自由化の両立であった<sup>12)</sup>。

1958 年通商協定延長法では国防条項の要請 が個々の利害関係者にも認められ、条項の修正 がなされた $^{13)}$ 。その際にも議会は、国防条項 が国防と貿易自由化の同時追及を促す意図を持 つものであることを再確認していた<sup>14)</sup>。

続いて大統領権限更新が行われた 1962 年通 商拡大法は、「輸出増加がもたらす米国の雇用 増は、輸入増加から受ける悪影響より、米国に とって益が大きい |. 「他国の関税引下げを望む ならば、米国の関税を引き下げなければならな い」という、ケネディ大統領の貿易自由化への 強いメッセージの下で成立した<sup>15)</sup>。国防条項 は同法 232 条として. 「関係省庁や利害関係者 から要請があった場合, 商務省は外国品輸入が 米国の安全保障の脅威となっているかの調査を 行った上で大統領に勧告を行い、大統領が商務 省判断に同意するか否かを決定する」ことが規 定された<sup>16)</sup>。

232 条下で工作機械、ベアリング、ギア製 品. セラミック半導体製品等の様々な輸入品に 対して調査訴求がなされ、調査が行われた。調 査総件数は 2017 年 4 月までで 26 件であった。 その内、商務省が安全保障上脅威ありとして大 統領に勧告を行ったのは5件あり、内、1件が 最高裁より違憲とされ、2件が強制石油輸入割 当プログラム(大統領布告による安全保障上の 石油輸入制限)によって行われたため、232条 下での実際の発動は 1979 年のイランからの原 油, 1982 年のリビアからの原油の輸入禁止の 2 件であった。直近では2001年に鉄鉱石と鉄の 半製品に関する調査が行われたものの、商務省 は安全保障への脅威はないとの判断を下してい

た17)。

#### 301条

1974年には301条が法制化された。301条は 貿易相手国への米国の輸出拡大を主目的とする が、対米輸出自主規制など、相手国に米国への 輸出を減少させるような手段を引き出すことも 狙うため、米国にとり輸出拡大と産業保護の意 味合いを持つ行政措置といえる。

301 条で中心的役割を果たす米国通商代表部 (USTR) の前身、特別通商代表 (STR) は、 ケネディ政権が GATT で大幅な関税引下げ交 渉を行うにあたり、大統領の補佐的役割を担う ため 1963 年に活動開始した。米国が 1971 年に 20世紀初の貿易赤字を計上した後に成立した 1974年通商法 301条下では、1974年に現組織 に改組された USTR は他国が不公正な貿易慣 行. 障壁を持つかどうかの調査を行い. 対象国 と協議、交渉を行うという新たな責務を担うこ とになった。大統領には、協議、交渉によって も問題が解決しない場合には制裁、報復措置を 発動する権限が付与された。但し、1982年ま で301条の事実上の発動はなかった。

レーガン政権下では財政赤字と貿易赤字の双 子の赤字の状況となり、1984年通商関税法は 301 条を強化し、301 条の積極的活用を促した。 米国は例えば 1985 年には 301 条下で半導体に 関する日本市場が閉鎖的だと主張して、1986 年に日本市場への米国製品アクセス拡大を目的 とした日米半導体協定の締結に持ち込んだ。さ らに 1988 年包括通商競争力法(包括通商法) はスーパー301条を包含した。同条項下で米国 は不公正な貿易慣行を持つとした国を特定し. 交渉期限を定め、USTR が積極的に交渉を行 うことになった。1989年には日本,ブラジル,

インドがスーパー301条の対象国として米国か ら特定された。1988年包括通商法ではスペ シャル 301 条も成立した。これは知的所有権を 侵害している国を米国が特定し、改善要求や制 裁を行う条項である。クリントン大統領は大統 領令によって 1994 年に復活させた 301 条を. 再度 1999 年にも再復活させた<sup>18)</sup>。オバマ政権 下の301条の動向の一例は、太陽光発電装置等 に政府が補助金付与等を行っているとして中国 に対する調査が2010年10月に開始された。だ が、USTR の調査が行われたのみで、制裁発 動はなされなかった。

#### (2) 貿易自由化

GATT 成立後、貿易自由化は GATT 体制を 中心に進められた。以下で、オバマ政権までの 貿易自由化の進められ方を考察する。

GATT下で5回のラウンドが行われた後に. ケネディ大統領(1961~63年)が提唱して開 始された6回目のケネディラウンド(1964~67 年)では、工業製品関税の一律50%引下げと いう大幅な関税引き下げが行われた。

1960年代のベトナム戦争。軍事力強化等に より米国は大幅な財政赤字を抱え、大量のドル が流出し、ニクソン政権(1969~74年)は緊 急措置として 10%の輸入課徴金適用等の新経 済政策を行った一方で、東京ラウンド(1973~ 79年)の貿易交渉を進めた。東京ラウンドは 非関税障壁の削減にも取り組んだ。米国の 1974年通商法は大統領権限の更新と共に. 1974 年以降は大統領に関税障壁のみならず非 関税障壁も扱う権限を付与した。権限付与の主 理由は、ケネディラウンドで非関税障壁にも議 論が及んだ際に米国大統領が非関税障壁の交渉 権限を持っていなかったことにより、同ラウン

ドの進展に支障が生じたからであった。フォー ド政権(1974~77年), カーター政権(1977~ 81年)も東京ラウンド進展を推進した。東京 ラウンドは、鉱工業製品関税引下げのほかに、 非関税障壁分野での新協定「スタンダード・ コード」成立等の成果をもたらした。スタン ダード・コードとは、各国間で異なる標準(規 格)の国際的整合化を進める協定であった。

1980年代にレーガン政権(1981~89年)は、 さらに GATT 当初の目的範囲を超えて知的所 有権、サービス、農産物の貿易自由化等が GATT で扱われることを望み、ウルグアイラ ウンド(1986~94年)に臨んだ。1980年代初、 ヨーロッパ諸国は経済面での劣勢回復を図ろう として一層のヨーロッパ域内貿易圏形成に力を 注いでおり、また日本は農産物自由化に消極的 であったため、レーガン大統領はラウンドでの 多角的交渉がうまくいかないかもしれないと危 惧して. 同時に二国間の貿易自由化も追求し始 め、1985年にイスラエル、1987年にカナダと の貿易協定を締結した。また、1980年の選挙 戦で米国とメキシコとの自由貿易協定を提案し ていた同大統領は(それ以後,10年以上も協 定成立に至らなかったとはいえ). その目標に 向かって進もうとした。

ブッシュ大統領(父, 1989~93年) はメキ シコとの貿易協定締結に向けて交渉に入ること を 1990 年に宣言した。1991 年にはカナダが同 協定に加わると発表した。ブッシュ大統領は北 米自由貿易協定 (NAFTA) の成功のために も、大統領権限(1991年に期限切れ)の更新 を求めて議会に働きかけを行い、権限は更新さ れた。続くクリントン大統領(1993~2001年) は労働と環境(基準)に関する補完協定を付帯 することで、NAFTA (1994 年発効) 法案通

過に成功した。同政権はウルグアイラウンド妥 結に向けても尽力した。同ラウンドは、知的所 有権の問題. サービス貿易の自由化. 農産物の 関税化. 標準 (規格) や食品安全基準の国際的 整合化等様々な事項を扱い、GATT の発展的 機関であるWTOを発足させるに至った。

ブッシュ大統領 (子, 2001~09年) は 2001 年9月11日に米国がテロ攻撃を受けると、テ ロ反撃策として貿易自由化の主張を強く行っ た。同大統領は USTR と共に、米国が安全保 障政策と貿易政策をリンクさせて、テロ温床と なる貧困を削減すべく, 市場開放により世界的 な経済発展をめざすべきであると考えた。開放 的, 発展的な貿易交渉を進めるため, 失効して いた大統領権限の獲得を議会に強調した(2002 年に権限は更新された)。

オバマ大統領 (2009~17年) は就任直後の 2009年の通商政策アジェンダで、「多国間交渉 のルール形成と紛争解決の場である WTO シ ステムに引き続きコミットしていく」と主張 し、WTO を重んじる見解を示した。2009年 にオバマ大統領は環太平洋経済連携協定 (TPP) への参加表明を行った。同大統領は 「貿易は雇用創出にとり重要である」(上記 2009年アジェンダ)との考えの基、同政権の 最大の貿易自由化策である TPP を進めるべく 行動した。大統領再選を果たした4年後の 2013年には公式の場でも TPP に関する積極的 な発言を行うようになり、失効中であった大統 領権限の獲得に尽力した。2015年に権限は議 会で可決された<sup>19)</sup>。

#### トランプ政権の通商政策:歴代政権 Ш との相違

1934年以降. 議会の更新制による大統領権 限は長年にわたり継続的に更新されてきたが、 NAFTA が発効した 1994 年以降度々失効する ようになっていた。オバマ政権下で2015年に 権限が獲得されたのは約8年ぶりのことであっ た。失効の頻発は、このまま貿易自由化が進ん でいくことに対する懸念が米国内で強まってい ることの表れである。米国では、貿易自由化の 進展に伴い. 多国籍企業がますます富む一方 で、かつての高賃金の源であった製造業の海外 流出が進み、多数の労働者の雇用が失われた。 ローズヴェルト大統領は1934年の互恵通商協 定法への支持を取り付けるにあたり、国内産業 を犠牲することはしないと議会に述べたが、実 際には時代を経るにつれ衰退産業が増加した。

1989 年の冷戦終結の後は、資本主義の御旗 として掲げられてきた「貿易自由化」への求心 力が米国内で弱まった。また、貿易障壁の争点 が近年は食品安全/環境/労働基準といった。市 民の日常生活に直接的な影響がある新しい非関 税障壁にも及ぶようになり、一般市民も通商政 策に関心を高め、貿易自由化に反対の声を上げ るようになっていた<sup>20)</sup>。そのような状況が進 む中、トランプ政権が誕生した。

以下では、大統領(行政府)の役割の視点か ら. トランプ政権と歴代政権ではどこが大きく 異なっているのかを考察する。

#### (1) 行政措置(產業保護)

トランプ大統領は、2017年3月に公表され た通商政策アジェンダで「今こそ米国の主権を

守り、米国の国内法を施行する等、新しい通商 政策を行う時である」と主張し、米国の国内法 の反ダンピング関税、相殺関税、201条、301 条を取り上げて、これらを厳格に適用していく と述べた<sup>21)</sup>。

実際に. これらの行政措置はいずれもトラン プ政権下で既に発動あるいは決定がなされた。 例えば、炭素合金鋼に2017年2月に相殺関税 (中国,韓国). 2017年5月に反ダンピング関 税(日本を含む9ヵ国対象)の措置決定がなさ れ、2018年1月には201条に基づき太陽光発 電パネル、洗濯機に追加関税の発動がトランプ 大統領により決定された。2017年8月には301 条に基づき中国の知的財産侵害に関する USTR 調査が開始され、2018年3月に調査報 告を基に中国からの輸入品に25%の制裁関税 を課すことがトランプ大統領により決定され た。同年4月にはその制裁関税を課す対象リス トの原案(医薬品や産業用機械のほか自動車、 家庭用食洗機等) が公表された。

WTO 設立以降の過去の政権は、WTO 下で 301 条等の一方的制裁が禁止されたことを受け て、301条下の調査を行っても決定には慎重で あったのに対して. トランプ大統領は就任後1 年余で301条に基づく措置決定を行った。ま た、トランプ大統領は国防条項(232条)の措 置決定をも行った。商務省は2017年4月に 232条に基づき、鉄鋼、アルミニウムの輸入に 対して調査を行い、安全保障上の脅威があると して2018年2月に追加関税を勧告し、同大統 領が同年3月に鉄鋼.アルミニウムの輸入にそ れぞれ25%、10%の追加関税の輸入制限措置 を決定した。安価な輸入品(世界的な供給過 剰、特に中国の過剰生産)により米国の鉄鋼、 アルミニウム産業が衰退すれば、軍需用のそれ

らの製品の国内調達が難しくなるとの理由から である。

以上の動きから、トランプ政権の行政措置実 施の強硬性が多くの論者から強調されている。 しかしながら、反ダンピング関税、相殺関税、 201条. 301条. 232条のいずれの行政措置も 調査、適用、発動そのものは、過去の政権も 度々行ってきたことであり、歴史的にみて特 段. 新しいわけではなく、行政措置の点でトラ ンプ政権が必ずしも突出しているとはいえな 11

そして強硬的か否かの議論よりも特筆すべき は、「産業保護のための行政措置を使いながら、 貿易自由化促進を行う」という 1934 年に形成 された大統領(行政府)の役割の視点からトラ ンプ政権の行政措置の行動を考察すると. 過去 の政権との間に重要で根本的な相違点が以下の ように抽出されることである。

看過されてはならないのは、トランプ政権に おいて貿易自由化の前進がなされないまま行政 措置が検討され、実施決定がなされている状況 である。行政措置の調査、適用、発動そのもの は前述の如く、いずれも過去の政権下でも度々 行われており、よって、そのこと自体が過去の 政権と現政権との大きな相違ではない。留意す べき根本的相違は、1934年以降オバマ政権ま での歴代政権が産業保護の行政措置を貿易自由 化促進のための補完的施策として用いてきたの に対して. トランプ政権は産業保護の行政措置 に重心を置き、後述するように貿易自由化に消 極的、否定的である点にある。

#### (2) 貿易自由化

1934年以降の大統領(行政府)の役割の視 点からみて、トランプ政権が過去と一線を画し

ているのは、 貿易自由化への向き合い方であ る。トランプ大統領は就任直後に、12ヵ国で構 成された TPP を離脱する大統領覚書に署名 し. 通商政策アジェンダ (2017年3月) では 「過去 20 年強、多国間交渉やその他の交渉に重 きを置いた貿易政策に米国はコミットしてきた が、非常に多くの場合、米国はグローバル市場 で不当に不利な状況に置かれてきた」、「WTO の裁定は米国の国内法を変更させるものではな く. トランプ政権は米国主権の方を積極的に 守っていく |. 「政策目標は多国間交渉ではなく 二国間交渉に焦点をあてていく|旨を強調し た22)。

トランプ大統領の二国間交渉重視は、二国間 交渉を米国の対貿易赤字解消を図っていく手 段、米国に雇用を取り戻す手段とみなしている ことによるところが大きい。同大統領が見直し の対象としていた二国間交渉の米韓 FTA (2012年発効)は、実際に再交渉が行われ、 2018年3月に妥結した。再交渉は、韓国製 ピックアップトラックの関税撤廃時期の2021 年から 2041 年への延長、米国安全基準のまま 韓国で販売可能な米国車の倍増、競争的な切下 げを禁じる為替条項導入等の内容を含み、米国 産業保護の方向で決着した。

国際貿易体制に関しては、歴代政権は第二次 大戦後、同体制を構築する主導的な役割を担う ことで貿易自由化を促進し、その方針に基づき GATT/WTO の紛争解決制度や様々な事柄の 国際的整合化の拡充を図ってきた。すなわち, 国際貿易体制を尊重してきた。だが、トランプ 大統領は上記のアジェンダの如く、WTO に対 して表立って否定的、軽視の姿勢をとってい る。

かつて 1934 年以降 GATT 成立までの時期

に米国で二国間交渉の時代があったが、当該期 は多国間交渉を行う GATT 誕生へ向けての助 走期間といってよく. またレーガン政権期に注 力され始めた二国間交渉は、GATT ウルグア イラウンドが暗礁に乗り上げる可能性が懸念さ れたことによる. あくまで多国間交渉の代替 策、次善策であった。過去のそれらの時期は国 際貿易体制が軽視されていたわけではなかっ

1934 年互恵通商協定法成立の際に米国の貿 易自由化を主張し、最も中心的人物であったハ ル国務長官(Iで前述)は国際貿易体制の必要 性をも唱え、GATT 発足にも多大の影響を与 えた。「国家間の貿易が盛んにならなければ、 平和維持は不安定となり究極的には破壊され る | というハル国務長官の理念が組み込まれ、 誕生した国際貿易体制に対し<sup>23)</sup>. 現在の米国 政権は否定的姿勢を表明するようになってい る。

1934 年時のローズヴェルト政権からオバマ 政権までの歴代政権は「産業保護」の行政措置 を用いながらも、「貿易自由化」を基調に通商 政策を進めてきた。これに対してトランプ政権 は、産業保護を優先させて行政措置を積極的に 採用し、貿易交渉においては、過去の政権が重 んじてきた多国間交渉から遠ざかり、二国間交 渉に重点を置いて、 自国に有利な保護主義的成 果をもたらそうとしている。トランプ政権下で これまでのところ、新たに貿易自由化を促進す る政策、協定の提示はなされていない。

#### おわりに

米国は元々、議会が通商政策策定権を持って おり、大統領(行政府)が通商政策においてそ の権限を拡大させるのは容易ではなかった歴史 を持つ。1934年に大統領へ貿易交渉の権限が 議会による更新制で付与されたが、かかる議会 から大統領への権限委譲は一気に起こったので はなかった。委譲の下地は1922年と1930年の 関税法の伸縮関税条項で成されており、 さらに 言えば、同条項の基本的概念は、権限委譲を望 んだ企業団体と行政府の協調により19世紀末 から徐々に醸成されたものだった<sup>24)</sup>。

1934年以降、大統領(行政府)は貿易自由 化促進と国内産業保護の役割を担うことになっ た。前者を軸として後者の保護の方は補完的 に. しかも保護は以前のように議会の関税法策 定という形ではなく、行政措置を通じて行われ るようになり、この進め方が連綿と継続されて きた。議会と大統領との関係でいえば、1934 年以降. 歴代大統領は保護主義的な動きをする 議会に対して. 貿易自由化を進めるべく行動 し、それゆえ数年毎の議会による更新制の大統 領権限の獲得に尽力してきた。

トランプ政権は、歴代政権が重んじてきた国 際貿易体制や多国間交渉に対して消極的、否定 的である。このまま WTO に対する姿勢に変 化がなく、また新たな貿易自由化を進めず、引 き続き産業保護のための行政措置のみを検討. 決定するとなると、米国通商政策は貿易自由化 を軸として産業保護を補完的に進めてきた 1934年以降の歴史的潮流から大きく外れるこ ととなる。紆余曲折の後に漸く1934年に大統 領に与えられた貿易自由化促進の役割を自らが 疑問視するトランプ大統領の登場は、現在の米 国の一つの変化を映している。

<sup>\*</sup>本稿は、国際貿易投資研究所(ITI)米国研究会(2017年) での報告書を基に大幅な加筆修正を行ったものである。

<sup>\*</sup>注の文献表記について、拙著、拙稿の中で挙げている一次/

二次史料文献は省略している。

#### [注]

- 1) Donald Trump, "Inauguration Speech," Jan. 20, 2017.
- 2) 小山久美子『米国関税の政策と制度』御茶の水書房、2006 年、19~25頁;「貿易自由化への懐疑」(『現代アメリカ経済 史』有斐閣, 2017年所収) 159~160頁。
- 3) 当時, 通商政策といえばほぼ関税政策を意味した。更新制 の大統領権限は、現在は貿易促進権限(TPA)と呼ばれる。
- 4) 小山『米国関税』200~207, 214 頁;「貿易自由化」161~ 163 頁。
- 5) Bruce E. Clubb, United States Foreign Trade Law, Vol. II, NY, 1991, pp. 67-71.
- 6) 1916 年反ダンピング規定は 2014 年に廃止された。小山久美 子「アメリカの反ダンピング法成立に関する考察」『貿易と 関税』2004年1月号, 45~49頁。
- 7) 小山『米国関税』214~216頁。
- 8) Orin Kirshner, American Trade Politics and the Triumph of Globalism, NY, 2014, pp. 6-7.
- 9) Alfred Eckes, Opening America's Market, Chapel Hill, 1995. pp. 264-265; Alfred Eckes, U.S. Trade Issues, Santa Barbara. 2009, pp. 89-90; JETRO「通商弘報」2017年4月20日。
- 10) 近年はインド等新興国の調査, 発動件数が増加している。 経済産業省「不公正貿易報告書 2016年版」2016年6月, 410~411 頁。
- 11) U.S. Congress, House, Report No. 1818: Trade Expansion Act of 1962, Cong. 87-2, p. 41; U.S. Congress, House, Hearings on Administration and Operation of Customs and Tariff Laws and the Trade Agreements Program, 1956, Cong. 84-2, p. 1242.

- 12) U.S. Congress, House, Hearings on H.R. 1: Trade Agreements Extension, 1955, Cong. 84-1, pp. 151,188.
- 13) U.S. Congress, Senate, Hearings on H.R. 12591: Trade Agreements Act Extension, 1958, Cong. 85-2, p. 11.
- 14) David Knoll, "Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, "Maryland Journal of International Law, Vol. 10-1, 1986,
- 15) U.S. Congress, House, President's Message: Trade Expansion Act of 1962, Cong. 87-2, p. 8.
- 16) 19. U.S.C. 1862 (b).
- 17) Congressional Research Service, "Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, " Feb. 23, 2018.
- 18) Daniel Drezner, U.S. Trade Strategy, NY, 2006, pp. 92, 104.
- 19) Eckes, U.S. Trade, pp. 18-20; Kirshner, American Trade, p. 132;小山久美子『標準化と国際貿易』御茶の水書房, 2016 年. 11~12 頁;福島清彦「ブッシュ・ドクトリン」『知的資 産創造』2003年1月号, 17, 21頁; USTR, "2009 Trade Policy Agenda and 2008 Annual Report, "pp. 1, 3; 小山「貿 易自由化」170~174頁。
- 20) 小山久美子「米国貿易政策史研究における社会史的視点の 重要性 | 『アメリカ研究』第45号、2011年、181~183頁; 小山『米国関税』215頁;小山「貿易自由化」168~178頁。
- 21) USTR, "2017 Trade Policy Agenda and 2016 Annual Report," pp. 3,4,7.
- 22) USTR, "2017 Trade Policy," pp. 1,3,7.
- 23) Douglas Irwin, et al., The Genesis of the GATT, NY, 2008,
- 24) Kumiko Koyama, "The Passage of the Smoot-Hawley Tariff Act," Journal of Policy History, Vol. 21, No. 2, 2009, pp. 163-186.

## 世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

### 世界主要国の直接投資統計集 (2018年版) Ⅱ. 国別編—CD-ROM版—

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。

発行: 2018年6月/価格: 70,000円

- 日本で唯一の直接投資統計の年鑑。 ・1997年以来毎年発行し23回目。
- ・日本企業の進出が多い国・地域を中心に、先進諸国から途上国まで網羅した対内および対外直接投資統計を収録。 収録国数:57 か国(日本を含む)
- ・各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までのデー タを掲載

【収録国:地域】アジア・太平洋地域[中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、 マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド〕、米州[米国、 カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー]、欧州 [英国、ドイツ、フランス、アイルランド、ベルギー、オランダ、 ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア、スイス、スペイン、ポ ルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ク ロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ]、その他[ロシア、イスラエル、南アフリカ、トルコ]

- ・見本 http://www.iti.or.jp/report\_75.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

発行: 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37 興和ビル3階

TEL: 03 (5148) 2601 / FAX: 03 (5148) 2677 / E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp / URL: http://www.iti.or.jp/